

本県におけるがん教育について

保健厚生課

1 国や県の動向

がん対策基本法【平成 19 年 4 月 1 日施行】

第 9 条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画（以下「がん対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

がん対策推進基本計画【平成 24 年 6 月閣議決定】

第 4 分野別施策と個別目標 8. がんの教育・普及啓発

○取り組むべき施策

健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討する。

○個別目標

子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識を持つように教育することを目指し、5 年以内に学校での教育のありかたを含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。

長野県がん対策推進条例【平成 25 年 10 月 15 日施行】

（教育に関係する者の役割）

第 9 条 教育に関係する者は、基本理念にのっとり、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けられるよう、適切な教育の推進に努めるものとする。

2 教育に関係する者は、県及び市町村が行うがん対策に協力するよう努める。

（がんの教育の推進）

第 14 条 県は、市町村及び関係者等と連携協力し、児童及び生徒ががんに関する正しい知識と健康な生活習慣を身に付けるための教育が行われるよう、教育に関係する者等に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

信州保健医療総合計画【平成 25 年 3 月策定】

計画の第 7 編「疾病対策等」第 1 節「がん対策」Ⅱ「がん対策全般」第 2 「今後目指すべき姿と取組」4 「県の取組」(3) 「がんの教育」の中で、「子どもに対するがんの予防や検診の重要性について、正しい知識や理解が深まるよう、教育関係者と連携して取り組みます。」と明記

2 文部科学省の取組

- (1) 『『がん教育』の在り方に関する検討会』の設置
がん対策推進基本計画の策定等を受けて、今後3年程度の時間をかけて具体的な検討を行うこととしており、平成26年7月に有識者会議を設置。平成27年3月に「学校におけるがん教育の在り方について（報告）」を取りまとめる。
- (2) 「がんの教育」総合支援事業実施（都道府県へ委託）
各都道府県が主体的に行うがんの教育に関する多様な取り組みに対して支援を行うモデル事業をH26新規実施。 【研修会、教材開発、指導法検討 等】

3 県教委の取組

- (1) 関係者に対し「がん教育」及び「保健学習充実の必要性」について周知
 - ・ 条例の概要と「がん教育」に対する各校、県教育委員会の取組の方向性を県内各校へ周知（H26.3.3付）
 - ・ 校長会、体育主任会、保健主事幹事会等で周知（H27当初）
- (2) 「がんの教育推進会議」設置（平成26年7月～）
関係者（三師会、健康福祉部、PTA、校長、教諭、養護教諭、保健厚生課 等）による会議で、学校におけるがん教育推進のあり方について検討
- (3) 研修会の開催（名称：がん教育研修会 平成26年度～）
◇27年度は、平成27年11月13日（金）総合教育センターで開催
研修内容：モデル校の実践発表
講義「がん教育の進め方」 日本女子体育大学 助友裕子准教授
- (4) 「がん教育の手引き」発行 **資料1**
現行の学習指導要領の範囲で「がん教育」を実践するための教員用手引きを配布（26年3月）
- (5) モデル校における効果的な指導方法の研究 **資料2**
中学・高校各1校を選定し、外部講師による講演等のがん教育を実践してその効果を検証
（平成26年度 長野南高等学校、長野市立西部中学校）
（平成27年度 塩尻志学館高等学校、松本市立旭町中学校）

4 今後の課題

これまでの実践から、教員が行う授業に加え外部講師から体験に基づく話を聞くことで子ども達のがんに対する理解が深まることが明らかになってきた。今後は外部講師を引き受けてくれる方のネットワークを広げることや、それらの方の育成を進めることが必要になる。